

NO. 734

令和3年(2021)

10/15 (金)



小笠原 —OGASAWARA—

村民だより

編集・発行 小笠原村総務課

〒100-2101

東京都小笠原村父島字西町

TEL04998(2)3111

FAX04998(2)3222

ホームページアドレス

<https://www.vill.ogasawara.tokyo.jp>

選挙特集号

10月31日(日)は衆議院議員選挙及び
最高裁判所裁判官国民審査の投票日です
＜母島は10月30日(土)繰上投票＞
忘れずに投票しましょう

【選挙日程】

《公示日》 10月19日(火)
《繰上投票日(母島)》 10月30日(土) 午前7時から午後8時まで
《投票日(父島)》 10月31日(日) 午前7時から午後8時まで
《開票日》 10月31日(日) 午後9時から(即日開票)

【投票所】 《父島》：小笠原村地域福祉センター 《母島》：母島村民会館

◎投票所へは「入場券」を持参してください。

(入場券が投票日前日になっても届かない場合や、記載事項に誤りがある場合はご連絡ください。)

《最近、転入届を出された方 および 18歳になられた方 へ、あなたは有権者でしょうか?》

あなたの
生年月日は? → 平成15年 11月2日以降 → 投票できません
→ 平成15年 11月1日以前

↓
小笠原村に転入の
届出をしたのは
いつですか? → 令和3年7月18日以前 → 小笠原村で投票できます
(村外において不在者投票される方は裏面をご覧ください)
→ 令和3年7月19日以降

↓
前の住所地で投票となります

【前住所地の選挙人名簿に登録されている方で、(村内で)不在者投票をされる方へ】

前の住所地から投票用紙を取り寄せて小笠原村で不在者投票を行う場合、予め前住所地の選挙管理委員会宛てに投票用紙の請求が必要となります。投票用紙が郵送によりお手元に届きましたら、10月25日(月)までに村役場又は母島支所(※)へお越し頂き投票を済ませてください(※母島は24日(日)午後6時までとなります)。

なお、取り寄せ先の選挙管理委員会によっては、公示日前に投票用紙の発送ができない場合もありますので、お早めに問い合わせてください。

【新型コロナウイルス感染症対策について】

投票所、期日前投票所にはアルコール消毒液を設置し、記載台、鉛筆等不特定多数の方が触れる箇所は、定期的に消毒を行います。また、下記の事項につきまして有権者の皆様のご理解・ご協力をお願いします。
(1) 周りの方との距離の確保のため、混雑時、投票所内への入場制限を行う場合があります。
(2) マスクの着用や咳エチケット、来場前と帰宅後の手洗い・うがい等の対策をお願いします。

《特例郵便等投票制度》

新型コロナウイルス感染症に罹患し自宅または宿泊施設で療養中の方(保健所から外出自粛要請を受けた方)が投票をするための制度です。制度の利用を希望される場合は小笠原村選挙管理委員会にお問い合わせください。

【期日前投票について】

期日前投票は、投票日前であっても投票日当日と同じように投票することができる制度です。

期日前投票所へは、「入場券」を持参してください。

《投票の対象者》 期日前投票を行う日に小笠原村における選挙権を有している方で、かつ投票日当日に投票できない事由がある方（期日前投票時には、「宣誓書」の記入が必要です）。

《期日前投票の場所と期間》

父島：村役場 10月20日(水)～10月30日(土) 午前8時30分～午後8時

母島：母島支所 10月20日(水)～10月29日(金) 午前8時30分～午後6時

【父島～母島間で、10月18日(月)以降 転居された方の投票について】

- <父島 → 母島へ転居された方> : 10月31日(日)の投票日に 父島 で投票となります。
(または、10月29日(金)までに母島において、期日前投票を行うこともできます。)
- <母島 → 父島へ転居された方> : 10月30日(土)の繰上投票日に 母島 で投票となります。
(または、10月30日(土)までに父島において、期日前投票を行うこともできます。)

☆ 期日前投票の受付場所・時間を以下の表でご確認ください。

(○ = その場所において期日前投票できます × = 期日前投票できません)

	期 日 前 投 票 場 所	10月20日(水) ～10月29日(金)	10月30日(土) (母島繰上投票日)
父島から母島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×
母島から父島へ 転居された方	父島 村役場 (8:30～20:00)	○	○
	母島 母島支所 (8:30～18:00)		×

【小笠原村以外(村外)の区市町村で不在者投票をされる方へ】

- ◎ 早急に村役場総務課または母島支所へ“不在者投票”の投票用紙の請求(※)を行ってください。
(所定の「請求書」に必要事項を記入して、原本を提出してください。遅くとも10月24日(日)まで。)

(※)内地から郵送で請求される場合、10月22日(金)東京発のおがさわら丸に間に合うよう、余裕を持って請求してください。請求頂いた投票用紙は、希望する滞在先に郵送されます。
請求時期が遅くなると、投票用紙が滞在先に届くのも遅くなり、投票できる期間が限られてしまいますので、請求はお早めにお済ませください。

- ◎ 投票用紙がお手元に到着したら、本人が速やかに滞在先の区市町村選挙管理委員会(指定病院に入院の方は入院先の病院長等)に持参し、係員の指示に従って投票してください。
不在者投票は、10月20日(水)から、行うことができます。
- ◎ 投票終了後、投票用紙は不在者投票を行った選挙管理委員会等から小笠原村まで、直接送致されます。
よって、投票は10月29日(金)東京発のおがさわら丸に郵送で間に合うよう余裕を持ってお済ませください。この便より後では、投票用紙の到着が開票に間に合わず、投票が無効になりますのでご注意ください。